- 〇 主文
- ー 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は、控訴人らの負担とする。
- 〇 事実
- 第一 当事者の求めた裁判
- 一 控訴人
- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が平成五年三月二五日付けでした控訴人らの審査請求を却下する旨の 裁決を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。
- 二 被控訴人

控訴棄却

第二 当事者の主張

当事者の主張は、次に付加訂正するほかは原判決の事実第二記載のとおりである。 1 原判決七頁九行目の「敷設されることになり、」の次に「付近住民は工事に伴 う騒音、振動の被害を被るほか、」を加える。

う騒音、振動の被害を被るほか、」を加える。 2 同一七頁一行目の次に行を変えて「4さらに、鉄道事業法が保護している利益としては、(1)一般的公益に吸収解消される限度により保護している利益と(2)一般的公益に吸収解消されるにとどまらず、これと並んで個別的利益としても保護されている利益とがあるところ、控訴人らの環境利益は、(2)の利益に属するものである。とくに、控訴人らの環境利益は、本件路線の工事によって侵害された場合には事後的な回復が困難であることを考慮すべきである。このことは、控訴人らの環境利益の実体の審理を通じて明らかになるものである。」 第三 証拠(省略)

〇 理由

- 一 当裁判所も、別紙第二目録記載の控訴人らについては本件訴えを却下し、その余の控訴人らについて本件請求を棄却すべきものと判断するが、その理由は次に付加訂正するほかは、原判決の理由説示のとおりである。
- 1 原判決一七頁九行目の末尾に「被控訴人は、不服申立人適格を有しない者は、取消後の審査で実体審理を受けることができないから、裁決の取消しを求める利益がないと主張するが、本件訴訟は、申立人適格がないとして審査請求を却下した決定の当否を争点とするものであるから、これを不適法な訴と解することはできない。」を加える。
- 2 同二〇頁一一行目の末尾に「逆にいえば、当該行政処分の本来の効果として実体法上の権利又は利益が制限されない場合には、その利益は、当該行政処分によって法的な制約を受けるわけではないから、その利益の侵害を主張する者は、当該行政法規によって特に保護することを考慮されている場合にのみ行政処分に対する不服申立てをすることができ、それ以外の場合には、行政不服審査、行政訴訟以外の一般の救済方法によって救済をはかるべきである。」を加える。
- 3 同二五頁七行目及び同二六頁一〇行目の「普通鉄道構造規則等」をそれぞれ 「普通鉄道構造規則」と改める。
- 4 同二六頁四行目の末尾に「(法六五条は、鉄道事業の免許及び鉄道事業における基本的な運賃及び料金に関する認可に際して利害関係人又は参考人の意見を聴取することを定めるにとどまる。)」を加える。
- することを定めるにとどまる。)」を加える。 5 同二八頁五行目の「法八条、九条の規定」から同六行目末尾までを「控訴人ら主張の各法規から、本件処分の根拠となった鉄道事業法九条が一般公益を保護する以上に国民個々人の具体的利益を保護する趣旨を含むものと解することはできない。すなわち、自然環境の保全も、公共の福祉・利益を構成するものであり、これに配慮すべきことは当然のことである。ただ、これに関する周辺住民の個人的な利益は、いわゆる反射的利益にとどまり、これを直接の保護法益として含むものではない。」と改め、同九行目の「行政法規」の次に「ないしそれに関連する法体系全体のでは、を加える。
- 6 同二九頁六行目の末尾に「すなわち、運輸行政に係わるという点では共通する 航空法であっても、航空機の航行に起因する障害の防止をはかることをその直接の 目的の一つとしており(一条)、同法一〇〇条の事業計画の内容も航空法の目的に 沿うことを要求されているのであって、その上その他の航空機の騒音規制に関する 関連法規(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

等)の存在にかんがみれば、航空法が飛行場の周辺住民の個別的利益(主に騒音に関するもの)を保護しているからといって、鉄道事業法も鉄道の周辺住民の個別的利益を保護していると解することはできない。さらに、鉄道と空港とでは、これによってもたらされる公共の利益や受益者の内容・範囲・程度と侵害を受ける利益のそれとの間には大きな差があり、これを同一に論ずることは到底許されない。」を加える。

7 前項の付加部分の後に行を変えて「3控訴人らは、控訴人らの環境利益の実体を審理することによって、その環境利益が鉄道事業法によって個別的利益として保護される利益であることが明らかになると主張するが、これまで述べてきたとおり、鉄道事業法は控訴人ら主張のような環境利益について一般的公益として保護する以上に個別的利益として保護するものではないから、控訴人らについて保護すべき環境利益が存在するか否かに関して実体審理をする必要はない。

二 以上の次第で、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、控訴 費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判 決する。

(裁判官 稲葉威雄 三輪和雄 浅香紀久雄)

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人が
 中成五年三月二五日付けでした控訴人らの審査請求を却下する旨の 裁決を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

二 被控訴人

控訴棄却

第二 当事者の主張

当事者の主張は、次に付加訂正するほかは原判決の事実第二記載のとおりである。 〔付加、訂正の上、引用された原審判決部分〕

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 被告は、昭和五九年四月二〇日、帝都高速度交通営団(以下「営団」という。)に対し、昭和六一年法律第九二号による廃止前の地方鉄道法(大正八年法律第五二号)一二条一項に基づき、起点「東京都品川区〈地名略〉」から終点「東京都北区〈地名略〉」まで、主たる経過地「港区〈地名略〉、港区〈地名略〉、千代田区〈地名略〉、新宿区〈地名略〉、文京区〈地名略〉、文京区〈地名略〉、北区〈地名略〉、北区〈地名略〉」とする営団地下鉄七号線(以下「本件路線」という。)についての事業免許を行った。

う。)についての事業免許を行った。 2 被告は、平成三年四月五日、鉄道事業法(昭和六一年法律第九二号・以下 「法」という。)八条二項に基づき、営団に対し、本件路線のうち起点「東京都品 川区〈地名略〉先」から終点「東京都港区〈地名略〉先」までの区間(以下「本件 区間」という。)について工事の施行を認可した。

その後、営団は、右認可に係る工事計画を変更することとし、法九条一項に基づき その旨の認可を申請したところ、関東運輸局長(法九条一項の認可については、法 六四条及び法施行規則七一条一項により地方運輸局長に権限の委任がされてい る。)は、平成四年六月二二日、右変更の認可(以下「原処分」という。)をし

3 原告らは、平成四年一二月四日、被告に対し、行政不服審査法五条に基づき、 原処分について審査請求をしたが、被告は、平成五年三月二五日、原告らには原処 分について不服を申し立てる法律上の利益がなく、原告らの審査請求は不適法であ るとして、これを却下する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)をした。

るとして、これを却下する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)をした。 4 原告学校法人白金幼稚園(以下「白金幼稚園」という。)は、東京都港区〈地 名略〉(一部は東京都品川区〈地名略〉)に所在する国立科学博物館付属自然教育 園(以下「自然教育園」という。)に隣接した場所にあり、自然教育園を含む豊か な自然環境の中で自然環境そのものを教材とした園児教育を実践しているものであ る。

その余の原告らは、白金幼稚園に通園する園児、その園児の父母を中心として構成される「自然と子どもを守る会」に所属する者、白金幼稚園の卒園生の父母で構成される「椎の本会」に所属する者、あるいは本件路線のうち東京都港区<地名略>

所在の清正公前交差点から東京都品川区<地名略>所在の目黒駅に至る通称「目黒 通り」の沿線の住民である。

原処分は、本件区間における鉄道施設の工事計画の変更を認可するものである が、右認可された工事計画のとおりの工事(以下「本件工事」という。)が行われ た場合には、自然教育園の南側の目黒通りの地下にトンネルを掘って鉄道路線が敷 設されることになり、村近住民は工事に伴う騒音、振動の被害を被るほか、その付 近の地下水脈が遮断されることになる結果、近隣の地盤沈下、水質汚濁及び土壌汚染をもたらし、自然教育園を中心とする自然環境に悪影響を与え子供達の成育環境 を破壊するといった被害(以下「環境被害」という。)が生じることは明らかであ

原告らは、原処分によって右のような環境被害を受けることとなるが、かかる環境 被害を受けない利益(以下「環境利益」という。)も法によって保護されているも のであるから、原告らは、行政不服審査手続によって原処分の取消しを求める法律 上の利益を有するものであり、原告らの審査請求を却下した本件裁決には、行政不服審査法の解釈適用を誤った違法がある。

よって、原告らは、本件裁決の取消しを求める。

被告の本案前の主張

- 行政事件訴訟法三条三項の裁決の取消しの訴えは、裁決が取り消されることに より審査庁の再度の実体的な審査を受けることを目的とするものであるから、裁決 の取消しの訴えを提起することができるのは、処分につき不服申立人適格を有する 者に限られるところ、後記のとおり、原告らは、いずれも原処分につき不服申立人 適格を有しないから、本件裁決の取消しを求める原告適格がなく、本件訴えは不適 法として却下されるべきである。
- 別紙第二目録記載の原告らは、原処分について審査請求をしていないから、本 件裁決の取消しの訴えを提起することはできず、右原告らの訴えは不適法として却 下されるべきである。
- 被告の本案前の主張に対する原告らの認否
- 被告の本案前の主張1は争う。
- 2 同2のうち、別紙第二目録記載の原告らが原処分について審査請求をしていないことは認める。 四 請求原因に対する被告の認否
- 請求原因1及び2の事実は認める。 1
- 同3の事実のうち、別紙第二目録記載の原告らが審査請求をしたことは否認す るが、その余の事実は認める。
- 同4の事実のうち、自然教育園が原告ら主張の位置に存在することは認める 3 が、その余の事実は知らない。
- 同5は争う。 4
- 五 被告の主張
- 行政不服審査法四条一項にいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処 分により直接に自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に 侵害されるおそれのある者をいうと解すべきである。
- そして、右の法律上保護された利益とは、行政法規がその保護を直接の目的として 行政権の行使に制約を課すことによって保障される私人の利益であって、行政法規が一般的な公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果、付随的、反射的に保護されることになる利益は含まれない。
- 法は、鉄道等の利用者の利益を保護し、鉄道事業等の健全な発達を図り、もっ て公共の福祉を増進するという一般公益の実現を目的としたものであり(法一 条)、鉄道事業者の行う鉄道施設の工事についても、これが適正かつ合理的に行われることによって一般公益の実現が図られるよう、被告の認可を受けるものとされ

ているのである。 鉄道施設の工事計画の変更を認可する場合の要件についてみても、法は、工事計画 が事業基本計画及び鉄道営業法一条の命令で定める規程に適合することと定めているだけであるし(法九条二項、八条二項)、他の関連条文及び関連法規を通覧して も、法が鉄道施設の周辺住民の環境利益を個別的・具体的に保護していると解する 根拠は見いだせない。

これらの点からすると、法は、鉄道施設周辺の環境利益を個別的・具体的に保障す る趣旨で行政権の行使に制約を課しているものではなく、原告ら主張の環境利益は 法律上保護された利益とはいえない。

3 したがって、原告らは、原処分の取消しを求める不服申立人適格を有しないのであって、本件裁決には、行政不服審査法の解釈適用を誤った違法はない。 六 原告らの反論

71 行政不服審査法による不服申立人適格を有する者とは、当該処分の根拠法規によって保護された個々人に帰属する利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者であり、ある行政法規が、不特定多数者の具体的利益を、それが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含もか否かは、当該法規及びそれと目的を共通にする関連法規によって形成される法体系の中において、そのような趣旨の規定として位置付けられているとみることができるかどうかによそのような趣旨の規定として位置付けられているとみることができるかどうかによそのような趣旨の規定として位置付けられているとみることができるかどうかによりのような趣旨の表示であって、単にその趣旨を謳った明文の規定があるかどうかによります。 野されるものではない(最高裁第二小法廷平成四年九月二二日判決・民集四大人のではない(最高裁第二小法廷平成四年九月二二日判決・民集四大人のではない(最高裁第三小法廷平成四年九月二二日判決・民集四大人の方式を表示といる。

2 法は、国鉄民営化政策により、日本国有鉄道法及び地方鉄道法を廃止し、新たに、全鉄道事業に関する基本法として、昭和六一年一二月に制定された法律であり、わが国の未来の鉄道事業をも念頭に置いたものであって、都市開発といった国益ないし公益だけでなく、周辺住民の憲法上保護された生命、身体、財産、教育に関する基本的人権に対する侵害の防止等も十分に考慮したものである。

とは、沿線住民の生命、身体、財産、教育に関する基本的人権という権利利益を侵害する可能性を一つの要素として含むことも明らかなことである。 3 以上のとおり、法の制定経過及び目的規定、事業免許や事業改善命令の規定などに照らせば、法は、鉄道施設の建設工事によって周辺住民が環境被害を受けないよう、鉄道施設の建設工事につき認可制度を設け、その規制を通じて、周辺住民個々人に帰属する環境利益(これは憲法上保障された基本的人権である。)を個別的に保護することとした趣旨と解すべきであり、したがって、原処分によって環境被害を受ける原告らは、原処分の取消しを求める不服申立人適格を有するというべき

するために設けられたことは明らかであって、「公共の利益を阻害している事実」

である。 このことは、航空法に基づく定期航空運送事業免許の取消しを求める付近住民の原 告適格を肯定した前記新潟空港訴訟判決や、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律に基づく原子炉設置許可の無効確認を求める付近住民の原告適格 を肯定した前記もんじゆ訴訟判決の趣旨に照らしても明らかであるといわなければ ならない。

4 さらに、鉄道事業法が保護している利益としては、(1)一般的公益に吸収解消される限度により保護している利益と(2)一般的公益に吸収解消されるにととまらず、これと並んで個別的利益としても保護されている利益と力あるところ、控訴人らの環境利益は、(2)の利益に属するものである。とくに、控訴人らの環境利益は、本件路線の工事によって侵害された場合には事後的な回復が困難であることを考慮すべきである。このことは、控訴人らの環境利益の実体の審理を通じて明らかになるものである。

〔引用部分終了〕 第三 証拠(省略)

〇 理由

一 当裁判所も、別紙第二目録記載の控訴人らについては本件訴えを却下し、その 余の控訴人らについて本件請求を棄却すべきものと判断するが、その理由は次に付 加訂正するほかは、原判決の理由説示のとおりである。 〔付加、訂正の上、

引用された原審判決部分〕

第一本案前の主張について

一 打政事件訴訟法三条三項の裁決の取消しの訴えは、その取消判決の効力により 当該裁決がない状態を形成し、原告に改めて裁決を受ける地位を回復させることを 目的とするものであるから、行政庁の処分に対して行政不服審査を申し立て、棄 又は却下の裁決を受けた者がその裁決の取消しを求める法律上の利益を有すること は明らかであり、処分について不服申立人適格を欠く者は裁決の取消しを求める原 告適格を有しないとする被告の本案前の主張は理由がない。被控訴人は、不服申立 人適格を有しない者は、取消後の審査で実体審理を受けることができないから、 決の取消しを求める利益がないと主張するが、本件訴訟は、申立人適格がないとし て審査請求を却下した決定の当否を争点とするものであるから、これを不適法な訴 と解することはできない。

二 もっとも、別紙第二目録記載の原告らが原処分について審査請求をしていないことは、当事者間に争いがないから、審査請求をしていない右原告らが本件裁決の取消しを求める原告適格を有しないことは明らかである。

したがって、別紙第二目録記載の原告らの訴えは不適法なものとして却下すべきである。

第二 その余の原告らの不服申立人適格について

一 請求原因 1、2の事実及び原告ら(別紙第二目録記載の原告らを除く。以下、理由第二において同じ。)が原処分について審査請求をし本件裁決がされたことは、いずれも当事者間に争いがない。

行政不服審査法による不服申立ては、違法又は不当な行政処分によって侵害された 国民の権利利益を救済するためのもので、右権利利益の救済と離れて一般的な行政 の適正な運営の確保自体を目的とするものではないから、同法四条一項にいう「行 政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利 益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益 を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解すべきである。 ところで、右にいう法律上保護された利益は、当該処分の本来の法的効果として実体法上制限されることになる利益(この場合の行政処分は、いわゆる侵害処分とし て、私人に対し、実体法上の利益が制限されることを受忍すべき義務を課すもので ある。)に限られるものではなく、当該処分の根拠をなす行政法規が個人の具体的 利益を個別的に保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることに より保障されることになる利益(すなわち、その制約に違反しないで行政権が行使 されることにより当該行政法規を通じて保障されることになる利益であって、この 場合は、行政処分の法的効果として、実体法上の利益が制限されることを受忍すべき義務が課されるわけではない。)も含まれると解される。そして、行政権の行使に制約を課すことにより保障される利益が不特定多数者の利益である場合であって も、当該行政法規の趣旨・目的、当該処分を通して保障しようとしている利益の内 容・性質等を考慮して、当該行政法規がその不特定多数者の具体的利益を専ら一般 的公益の中に吸収解消させるにとどめることなく、それが帰属する個々人の個別的 利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解されるときは、かかる行 政法規を通じて保障される利益もまた右法律上保護された利益に当たり、右の制約 に違反して処分が行われ行政法規による利益の保護を無視されたとする者は、法律 上保護された利益を侵害された者として、当該処分について行政不服審査における 不服申立人適格を有するものと解するのが相当である。逆にいえは、当該行政処分 の本来の効果として実体法上の権利又は利益が制限されない場合には、その利益 は、当該行政処分によって法的な制約を受けるわけではないから、その利益の侵害 を主張する者は、当該行政法規によって特に保護することを考慮されている場合に のみ行政処分に対する不服申立てをすることができ、それ以外の場合には、行政不服審査、行政訴訟以外の一般の救済方法によって救済をはかるべきである。

二 そこで、以下、原告らの不服申立人適格の有無について判断する。 1 原処分は、鉄道施設の工事施行認可後に、その工事計画の内容を変更することの認可であって、営団に対し、変更された工事計画のとおりの鉄道施設の工事を施行することに同意を与えるものであり、当該鉄道施設の周辺住民に対し、右認可の法的効果として、その実体法上の権利、利益に制限を加える処分でないことは明らかである。したがって、原告らは、原処分によって、その主張する地盤沈下などの 被害を受忍すべき義務が課されることになるものではなく、仮に、本件工事によって、原告らの実体法上の権利、利益が侵害されるとすれば、原処分の取消しを待つまでもなく、その権利、利益に基づいて、その侵害の回復を求めることが可能なのであって、原処分があることによってその権利、利益の侵害を甘受しなければならない地位に立たされるわけでないことはいうまでもない。

2 そこで、次に、鉄道施設の工事計画の変更の認可制度が、当該工事計画に係る鉄道施設周辺の一定範囲の第三者の具体的利益を個別的に保護する趣旨をも含むといえるかどうかについて検討する。

ところで、右の事業基本計画とは、鉄道事業の種別ごとに、鉄道の種類、単線・複線の別、動力の種類、軌間、設計最高速度及び設計通過トン数、運送区間、計画供給輸送力、駅の位置及び名称などの事業の基本となる事項に関する計画を定めたものであり(法四条一項五号及び法施行規則五条)、また、鉄道営業法一条の命令で定める規程とは、鉄道施設及び車両の構造について準拠すべき技術基準を定めたものを意味し、本件路線のような法施行規則四条一号所定の普通鉄道にあっては、普通鉄道構造規則(輸送の安全を図るため、普通鉄道の輸送の用に供する施設及び車両の構造を定めたものである。)がこれに当たる。

3 法は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする旨定めており(法一条)、その文言からすれば、法は、鉄道事業が国民の日常生活及び経済活動に必要不可欠な役割をになっていることに鑑み、輸送の安全と安定的かつ継続的な輸送の提供を確保することを目的として下るまであって、国民個々人の具体的利益を個別的に保護することをも見ている。

そして、工事施行の認可及び工事計画の変更の認可も、事業基本計画及び普通鉄道構造規則への適合性のみを認可の要件としていることから明らかなように、専ら輸送の安全等の見地から、鉄道施設の工事の適正な施行を確保することを目的としたものであって、建設される鉄道施設の周辺住民の具体的利益を直接保護することをも目的としているとみることは困難である。

また、法及び法施行規則等には、鉄道施設の工事について、その周辺住民の具体的利益を保護することを念頭において設けられたと窺わせるような規定は全く見当たらないし、その認可手続においても、周辺住民からの意見書提出手続や聴聞手続などの第三者保護の手続の履践が要求されているわけでもない。(法六五条は、鉄道事業の免許及び鉄道事業における基本的な運賃及び料金に関する認可に際して利害関係人又は参考人の意見を聴取することを定めるにとどまる。)

関係人又は参考人の意見を聴取することを定めるにとどまる。) 以上のような、法の立法趣旨、目的、認可に関する規定の内容等からすれば、法八条、九条による鉄道施設の工事施行の認可及び工事計画の変更の認可は、免許を受けた鉄道事業者の設置しようとする鉄道施設が、免許の内容を的確に具体化する施設として計画、設計され、施設として必要な技術基準に適合しているかどうかを、あらかじめ審査、確認するためのものであり、被告(又は地方運輸局長)としては、事業基本計画及び普通鉄道構造規則に適合している以上は、その認可をしなければならないとされているのであって、右認可制度が当該鉄道施設の周辺住民の具体的利益を個別的に保護することをも目的としている規定と解することはできない といわなければならない。

三 1 原告らは、法一条が、法の目的を「公共の福祉を増進することを目的とする」としていること、法五条一項五号が鉄道事業の免許の要件として「事業の開始が・・・・適切なものであること」と規定していること、法二三条一項が事業改善命令の要件として「公共の利益を阻害している事実」と規定していることからすれば、法八条及び九条の認可制度は、鉄道施設の建設工事によって周辺住民が環境被害を受けないように、その住民個々人に帰属する環境利益を保護する趣旨で行政権の行使に制約を課したものと解すべきであると主張する。

同行使に制約を課したものと解すべきであると主張する。 しかしながら、右各規定は、「公共の福祉」、「適切なもの」、「公共の利益」な という抽象的な文言を用いて規定されていることからも明らかなように、いよ も鉄道事業が適正かつ合理的に運営されるよう行政的な規制を加えることによず 不特定多数人のために一般公益を確保しようとする趣旨の規定と解するのが相当で あって、控訴人ら主張の各法規から、本件処分の根拠となった鉄道事業法九条があ あって、控訴人ら主張の各法規から、本件処分の根拠となった鉄道事業法九条がするとはできない。すなわち、自然環境の保全も、公共の福祉・利益を構成する とはできない。すなわち、自然環境の保全も、公共の福祉・利益を構成する のであり、これに配慮すべきことは当然のことである。ただ、これに関する周辺住 民の個人的な利益は、いわゆる反射的利益にとどまり、これを直接の保護法益として含むものではない。

3 控訴人らは、控訴人らの環境利益の実体を審理することによって、その環境利益が鉄道事業法によって個別的利益として保護される利益であることが明らかになると主張するが、これまで述べてきたとおり、鉄道事業法は控訴人ら主張のような環境利益について一般的公益として保護する以上に個別的利益として保護するものではないから、控訴人らについて保護すべき環境利益が存在するか否かに関して実体審理をする必要はない。

四 以上のとおりであるから、原処分に係る鉄道施設の周辺住民等である原告らは、いずれも原処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者に当たらないというべきであるから、原処分について行政不服審査を求める不服申立人適格を有しないといわなければならず、原告らの審査請求を却下した本件裁決には、行政不服審査法の解釈適用を誤った違法はない。

〔引用部分終了〕

二 以上の次第で、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。